

令和4年度日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」ツアー  
委託事業業務仕様書

1 事業名

令和4年度日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」ツアー委託事業

2 事業の目的

日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」（以下「本システム」という。）地域への地域外からの誘客を図るため、旅行会社への委託により、本システムの特徴を盛り込んだツアーを実施し、その効果を検証することで、農業遺産のコンテンツを活用した民間主導による継続的なツアー企画・実施につなげる。

3 委託上限金額

1,000千円以内（消費税及び地方消費税10%を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日(水)まで

5 事業内容

(1) 農業遺産ツアーの開催

本システム地域内の柑橘の収穫や、沿岸部傾斜地園地のランドスケープ（景観）など柑橘に関連した施設やスポットを体験・見学ができるツアーを実施する。

例) 共同選果場、観光農園、石積園地散策、6次産業化商品加工施設、みかんフィッシュ養殖場等

① 実施時期

10～12月

② 実施期間

1泊2日以上

③ ツアー内容

ア ツアー訪問先は、本システムに関連する園地や施設を中心としながらも、南予地域の観光地も組み合わせた魅力的な内容とすること。

イ 発着は松山市内とする。

ウ 移動手段を提案すること。

エ 宿泊先及び食事先を提案すること。

オ 参加者から徴収する参加料金を設定することができるものとする。

但し、参加者から徴収した参加料は、本委託事業費に充当すること。（提案書の事業費の積算にもこの旨を反映させること。）

④ 実施回数・人数

ツアーの実施回数は1回以上とし、1回につき最低20人とする。

⑤ 対象者

県内及び近県在住者とし、対象年齢は問わない。

⑥ 開催告知

ア ツアー実施時期を踏まえ、十分な周知期間を確保すること。

イ 広告媒体や配信方法については、本事業の効果の最大化を図れる方法を選定

の上、提案すること。（複数媒体の組合せも可）

#### ⑦ 実施方法

- ア ガイドラインに沿った新型コロナウイルス対策を行ったうえで実施すること。
- イ ツアーは、日曜日、土曜日又は国民の祝日いずれかの日に実施すること。
- ウ ツアーの訪問先は、関連市町全てを含める必要はないが、極力偏りが無いようにすること。
- エ ツアーには、本システムについて、説明できる講師を同行させること。
- オ ツアー参加者に対して、ツアー内容のアンケートを実施し、協議会及びツアー協力者へフィードバックすること。

#### (2) その他

- ① 上記の事業については、新型コロナウイルスの影響により、計画どおりの実施が困難な場合の代替案を併せて提案すること。
- ② ツアー実施後、アンケート等を踏まえて、本システムのコンテンツを活用した誘客促進に向けたツアーのビジネスモデルをいくつか提案すること。  
※あくまでモデル提案であり、ビジネスとして成立するか否かは様々な要因に影響を受けることも踏まえ、実際に履行を義務付けるものではない。
- ③ 講師等への謝金及び旅費については、愛媛県の規則等を準用して見積もりを算定すること。

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 謝金<br>(当日の事前打ち合わせを含む拘束時間で算定) | 県外講師 : 13,000 円/時間<br>県内講師 : 6,000 円/時間                                   |
| 旅費                           | 公共交通機関 : 実費<br>自家用車 : 37 円/km (高速料金実費)<br>※宿泊費が必要な場合は実費とするが、一般的な常識の範囲で算定。 |

- ④ 本件業務以外に協議会及び愛媛県が実施する関連事業についても、相乗効果を図るため、誠実に協力すること。
- ⑤ 旅行業法第3条に規定する登録を受けていること。

### 6 事業計画書及び報告の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について協議会と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して協議会に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、協議会の検査を受けること。
- (3) 協議会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

### 7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会の承諾を得なければならない。

## 8 秘密保持及び個人情報の保護

### (1) 秘密保持

- ① 本件業務に関し、受託者が協議会に提出した計画書等は、本件委託業務以外の目的で使用しない。
- ② 本件業務に関し、受託者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本件業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

### (2) 個人情報の保護

個人情報については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本件業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、個人情報の取扱いについて疑義がある場合は、協議会に協議すること。

## 9 その他

- (1) 本件業務に関して受託者が作成した成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）について、委託料が完納された時点で協議会に譲渡すること。また、この規定にかかわらず、協議会が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者が作成した成果物を無償で利用できるものとする。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、協議会と協議の上、対応すること。
- (3) 本仕様書に定める以外の事項については、協議会の指示に従うこと。
- (4) 本件業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担すること。

## 10 スケジュール

|                    |   |            |
|--------------------|---|------------|
| 7月6日（水）～7月20日（水）   | : | 参加申込書受付    |
| 7月6日（水）～7月22日（金）   | : | 質問受付       |
| 7月6日（水）～8月3日（水）    | : | 企画提案募集（公募） |
| 8月中旬（予定）           | : | 書面審査       |
| 9月上旬（予定）           | : | 契約締結       |
| 契約締結日～令和5年3月15日（水） | : | 委託業務の実施    |